

# 社会保険等未加入事業者に対する行政処分強化

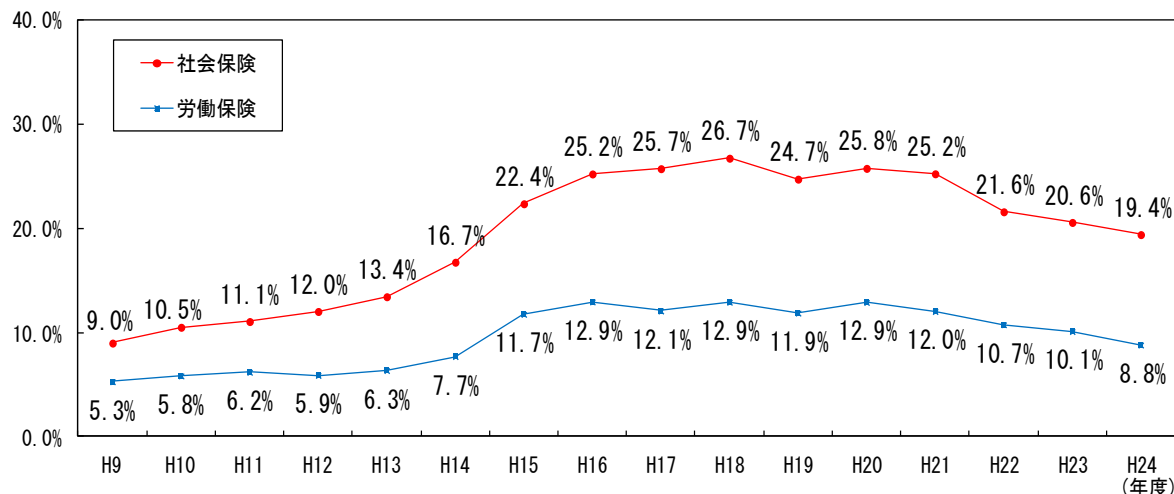
中小零細事業者の増加に伴う競争の激化



社会保険等未加入により、不適正に運送原価を引き下げる事業者が顕在化

不健全な競争状態

労働保険・社会保険の未加入率の推移



※ 本表における未加入とは、適正化事業実施機関が巡回指導に入った際に把握した数

## 貨物自動車運送事業法に基づく措置

### 新規事業者に対する対応

事業許可の基準及び条件に社会保険等への加入を規定

→ 事業許可には社会保険等の加入が必要

### 行政処分の実施

### 既存事業者に対する対応

法25条第2項の違反として運用

→ 社会保険等に参加していなければ行政処分

(貨物運送事業法第25条 第2項)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

一部未加入 初違反 10日車、再違反 20日車  
 全て未加入 初違反 20日車、再違反 40日車